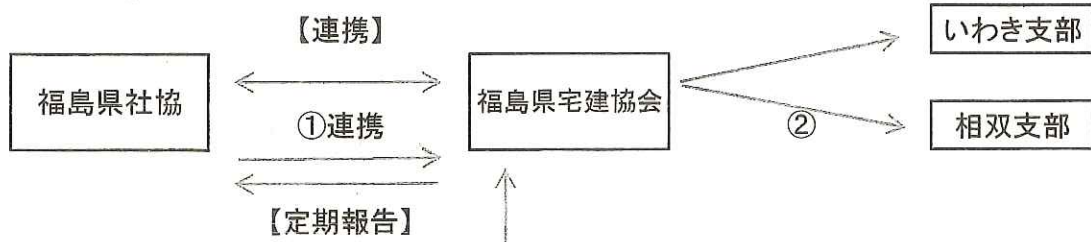
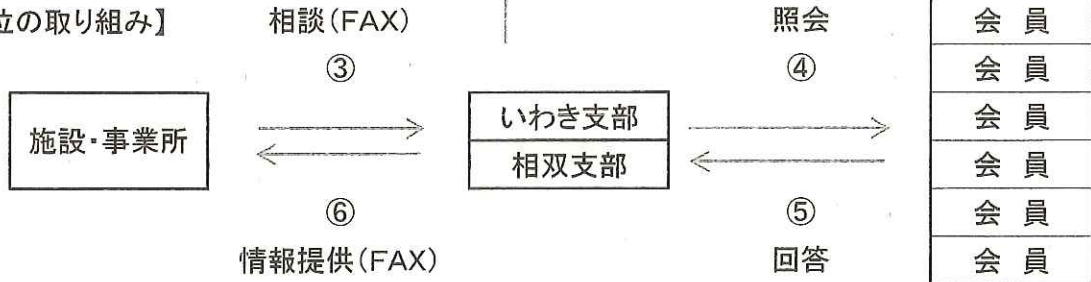


相双地域等の住まい情報に関する相談・情報提供・賃貸契約の流れ

【県単位の取り組み】



【支部単位の取り組み】



【個々の施設・事業所等における賃貸契約】



①福島県社協と福島県宅建協会とで、相双地域等の施設・事業所が地元の支部に住まい確保に関する相談が行える仕組みをつくるための条件整備を行う。

②福島県宅建協会は、いわき・相双の各支部に協力要請を行う。

③相双地域等の施設は、確保したい物件の条件(場所、間取り、家賃等)を宅建協会の支部に伝える。

④宅建協会の支部は、管内の会員に物件の照会をする。

⑤管内の会員は、該当する物件がある場合は、その旨を支部に伝える。

⑥宅建協会の支部は、物件の情報を相双地域等の施設に提供する。

※③～⑥の相談、情報提供を円滑に行うため、定められた様式によりFAXで行う。

※施設が相談(③)してから、情報の提供を受ける(⑥)までの期間は、概ね1週間程度を目安とする。

⑦-1 相双地域等の施設が、地元の会員と賃貸契約を結ぶ。

⑦-2 就労する職員が、相双地域等の施設からの情報提供を受けて、自ら賃貸契約を結ぶ。

⑧相双地域等の施設が、職員寮的な扱いをして、職員に使用させる可能性も有りうる。

※施設が契約していた物件を職員の契約に切り替える場合は、礼金・敷金等が発生する。

賃貸物件相談票（依頼）

平成 年 月 日

福島県宅地建物取引業協会（ ）支部 御中

【FAX 相双支部 0244-22-5433 いわき支部 0246-23-7603】

施設種別 _____

施設名称 _____

施設住所 _____

電話 () FAX ()

担当者職・氏名 _____

下記の賃貸物件を希望しておりますので、物件の有無についてご回答くださるようお願いいたします。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 希望地域 | |
| 家賃 | 円 ~ 円程度 |
| 間取り | 1R ・ 1K ・ 1DK ・ 2K ・ 2DK ・ その他 () |
| 入居希望年月 | 平成 年 月頃 |

※物件は昭和56年以降（新耐震）の建物、もしくは耐震診断・改修で安全性が確認された建物

賃貸物件相談票（回答）

平成 年 月 日

() 様

福島県宅地建物取引業協会（ ）支部

ご相談のありました賃貸物件について、下記のとおり情報を提供いたします。

1. ご希望の物件を下記のとおりお知らせいたします。

| | | | |
|------|-----|--------|--------|
| 建物名称 | | 建物住所 | |
| 家賃 | 円 | 間取り | |
| 礼金 | ヶ月 | 階建 / 階 | 階建 / 階 |
| 敷金 | ヶ月 | 入居可能日 | 年 月 日~ |
| 築年月 | 年 月 | その他 | |

福島県宅地建物取引業協会（ ）支部所属

取扱業者名 _____

住 所 _____

電 話 () FAX ()

担当者 _____

※詳細については、上記の業者に直接お問い合わせくださるようお願いいたします。

2. ご希望の物件は、現在のところございませんでした。